6. 利用調整

保育利用の可否については、名張市保育の利用に係る調整基準運用要領に定める、保育の必要性の高い児童から定員の範囲内において順次決定しますが、公平を図るため面接調査及び実態調査を行う場合があります。利用希望者数が定員を超えた場合は、**申込書に記入された保育施設等以外に決定する場合、または保育の利用ができないことがあります。また、きょうだいが別々の保育施設等になることもあります。**

〇面接

保育を必要とする事由や家庭状況等の確認のために、１１～１２月頃に面接を実施します。

〇実態調査

保育ができない状況等を調査するために、家庭や職場を訪問したり、職場に電話などで確認させていただくことがあります。

申込み書類の記載内容と事実が異なる場合には、保育の利用が取消しとなることがあります。

〇利用調整について

保育の必要性の認定を受けた方について、申請書や面接、実態調査の結果等をもとに、Ｐ１８～１９の「名張市保育利用調整基準」等に基づき、優先順位を決定し、利用調整を実施します。申請内容に変更があった場合の利用調整への反映は、最終提出期限日の令和６年１２月２０日（金）午後５時１５分までの提出分といたします。

優先順位の高い方から保育の利用決定をしますので、早く申込めば利用できる可能性が高くなる、または早く保育の利用を開始できるわけではありません。

〇変更、その他の届出

◆申請内容に変更があった場合は、市役所保育幼稚園室へ速やかに届け出てください。

◆勤務先が変わった場合は、その都度、就労（内定）証明書を提出してください。

◆保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、保育認定が取消されることがありますのでご注意ください。保育の認定が取消されると、保育施設等を利用できなくなります。

◆教育・保育給付認定の有効期間満了後も引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、再度、教育・保育給付認定の申請をしていただく必要があります。

◆原則、最終提出期限日を過ぎると、申請内容を変更することはできません。ただし、利用調整に反映はできませんが希望施設及び入所日以外の変更は、令和７年３月１４日(金)まで受付可能です。

◆正当な理由がなく変更の申請を行わない場合や、虚偽の申請・報告を行った場合は、子ども・子育て支援法第２４条及び同法施行令第３条により教育・保育給付認定の取消しを行うことがあります。

〇申込みの辞退について

申請書を提出した後で、転出が決まった場合や保育の必要がなくなった場合は、市役所保育幼稚園室に利用申込辞退届が必要です。本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証等）と印鑑を持参の上、市役所保育幼稚園室（１階⑫番窓口）までお越し下さい。保護者以外の方が辞退届を提出する場合は、委任状が必要です。